

第一号通所事業
【介護予防通所介護相当事業】
重要事項説明書

デイサービス プロンディ

青森市東大野1丁目21-1

電話 090-8424-0149

**介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業【介護予防通所介護相当事業】
重要事項説明書**

1. 事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	有限会社 ブロンディ
主たる事務所の所在地	〒030-0956 青森市赤坂一丁目2番14号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 佐々木 玉紀
電話番号	017-765-1130

2. 事業所の概要

事業所の名称	デイサービス ブロンディ	
サービスの種類	介護予防通所介護相当事業	
事業所の所在地	〒030-0847 青森市東大野1丁目21-1	
電話番号（FAX）	090-8424-0149 （FAX 017-729-0007）	
指定年月日・介護保険 事業所番号	平成24年12月1日指定	0270104235
実施単位・利用定員	1単位	定員15人
管理者の氏名	柏谷 裕美	
通常の事業の実施地域	青森市内（旧浪岡町を除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	有限会社 ブロンディが設置するデイサービス ブロンディ(以下「事業所」という。)において実施する介護予防通所介護相当事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「介護予防通所介護相当事業従事者」という。)が、要介護状態の利用者及び事業対象者を適切に介護予防通所介護相当事業を提供することを目的とします。
運営の方針	1 介護予防通所介護相当事業においては、要介護状態の利用者及び事業対象者が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

	<p>2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>3 利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。</p> <p>4 市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。</p> <p>5 介護予防通所介護相当事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、地域包括支援センター等へ情報の提供を行います。</p> <p>6 前5項のほか、「青森市介護予防・日常生活総合事業指定事業者の指定の手続等に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。</p>
--	--

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時～午後4時

6. 事業所の職員体制

職	人員数
管理者	1名
生活相談員	1名以上（兼務）
介護職員	1名以上（兼務）
機能訓練指導員	1名以上（兼務）
看護職員	1名以上（兼務）

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 柏谷裕美
---------	------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割・3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号通所事業の利用料

【基本部分】

利用者の介護度等	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要支援1	17,980円/月	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月
要支援2	36,210円/月	3,621円/月	7,242円/月	10,863円/月

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額 利用者負担			
		基本 利用料	1割	2割	3割
サービス提供体制 強化加算 I	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、又は10年以上勤続する介護福祉士が25%の場合				
	要支援1	880	88	176	264
	要支援2	1760	176	352	528

介護職員 処遇改善加算 I ※	介護職員の賃金改善に関する計画・措置を講じていると認められた場合	要支援1 要支援2	1月につき+所定単位×9.2%
-----------------------	----------------------------------	--------------	-----------------

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

① 送迎費	通常の事業の実施地域以外の送迎に要する費用(自己負担) ・1 キロメートルごとに 30 円(消費税10%加算の為 33 円)
③ 食事(1 食あたり)	650 円(自己負担)
④ おむつ代(1 枚あたり)	200 円(自己負担)
⑤ 活動費	利用者の希望によりレクリエーション等に係る費用(自己負担)
⑥ 通信費	利用者又はその家族の希望により切手代等に係る費用(自己負担)

(3) 支払い方法

上記(1)、(2)の利用料(利用者負担金)は、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、領収書を発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振込みください。 青森みちのく銀行 国道支店 普通口座 5309247 有限会社 フロンディ 代表取締役 佐々木 玉紀
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

介護予防通所介護相当事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。

10. 事故発生時の対応方法

利用者に対する介護予防通所介護相当事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとします。

利用者に対する介護予防通所介護相当事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

なお、事業者は、損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

11. 秘密保持

- ① 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、従業者であった者も同様とします。
- ③ 事業所は、従業者又は従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- ④ 事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様のご家族様の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様のご家族様の個人情報を用いません。

12. 苦情相談窓口

(1)サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 090-8424-0149 担当: 柏谷 裕美
---------	---------------------------------

(2)サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	青森市福祉部介護保険課 ※指定基準に関する相談等	所在地 青森市新町1丁目3番7号 電話番号 017-734-5257 受付時間 午前8時30分～午後6時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
	青森市福祉部介護保険課 ※サービスに関する相談等	所在地 青森市新町1丁目3番7号 電話番号 017-734-5326 受付時間 午前8時30分～午後6時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
	青森県国民健康保険団体連合会 介護保険課 ※サービスに関する苦情申し立て	所在地 青森市新町2丁目4番1号 電話番号 017-723-1301 受付時間 午前8時30分～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

13. 虐待の防止

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施を行います。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・柏谷 裕美
-------------	-----------

- (5) サービス提供中に、従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

14. 身体拘束

事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様及びご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。

- (2) 非代替性・身体拘束以外に、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性・・・ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

15. 衛生管理

- (1) 介護予防通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 介護予防通所介護相当事業において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方の迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者等へ御連絡ください。

介護予防・日常生活支援総合事業

指定第1号通所事業提供同意書

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 青森市東大野1丁目21-1

事業者(法人)名 デイサービス ブロンディ

代表者職・氏名 代表取締役 佐々木 玉紀

説明者職・氏名 管理者 柏谷 裕美

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

署名代行者(又は法定代理人)

住所

氏名

(本人との続柄)